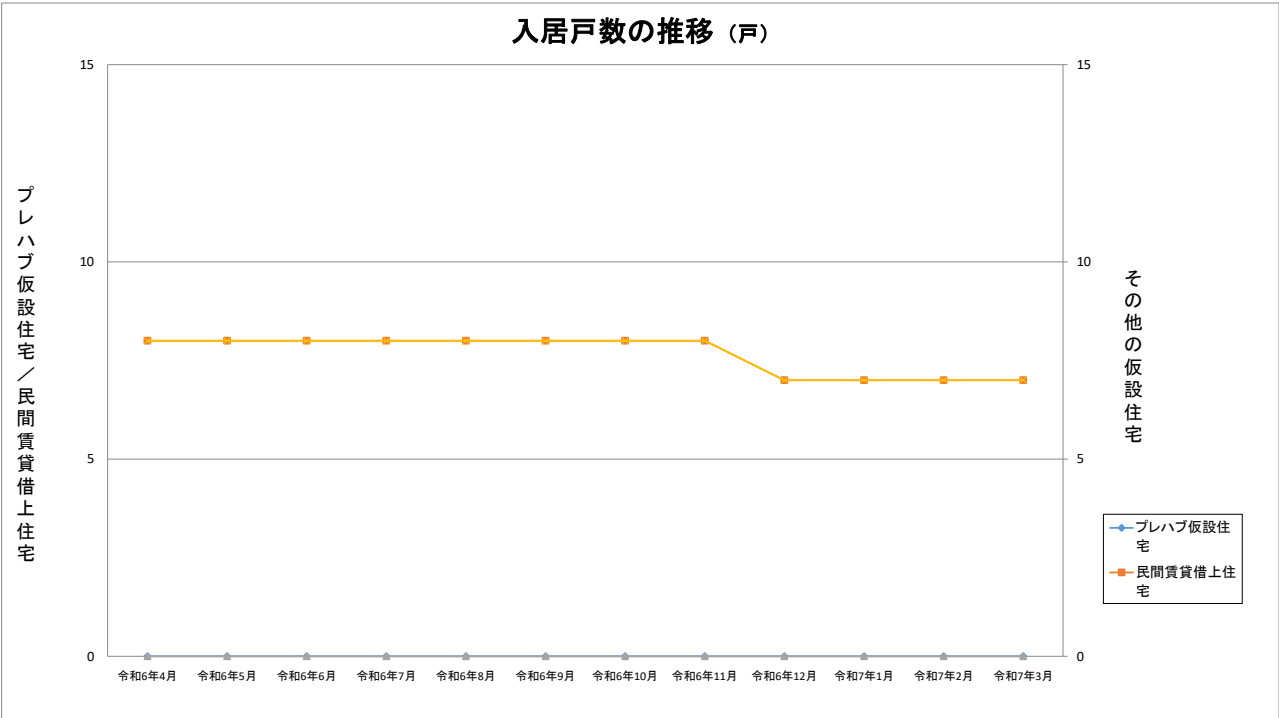


災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居状況について(令和6年度)



月別の入居状況の推移 (県内全域)

	災害救助法に基づく応急仮設住宅								
	プレハブ仮設住宅			民間賃貸借上住宅		その他の仮設住宅 ※1		計	
	供与戸数(戸) ※2	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸) (契約件数)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)
令和6年4月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年5月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年6月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年7月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年8月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年9月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年10月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年11月	0	0	0	8	12	0	0	8	12
令和6年12月	0	0	0	7	11	0	0	7	11
令和7年1月	0	0	0	7	11	0	0	7	11
令和7年2月	0	0	0	7	11	0	0	7	11
令和7年3月	0	0	0	7	11	0	0	7	11

※ 1 その他の仮設住宅には、公営住宅、公務員宿舎、UR賃貸住宅等を含みます。

※ 2 供与戸数(戸)は、整備した戸数(22,095戸)から、防災集団移転促進事業の実施等により解体した戸数を除いた現存するプレハブ仮設住宅の戸数です。

応急仮設住宅とは・・・

・東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流失するなどして、居住する住家がない被災された世帯の方々の住居を確保するため、災害救助法に基づいて県が供与するものです。

・災害救助法では、建設した応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）を想定していましたが、東日本大震災の被害が甚大で広範囲に及び、多くの方が住戸を失うこととなったため、実施自治体である県が民間の賃貸物件を借上げて供与する「民間賃貸借上住宅」をプレハブ仮設住宅と同等の応急仮設住宅として、供与することとなりました。その他、公営住宅などの既存の住宅資源も同様の扱いとし、有効活用することとなりました。